

議案第七十五号

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

令和六年十一月二十五日

港区教育委員会

令和6年11月25日
教育委員会議案資料 No. 4

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 港区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年港区条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項中「百分の百二十」を「百分の百三十」に、「百分の百二・五」を「百分の百十二・五」改め、同条第三項中「百分の百二十」を「百分の百三十」に、「百分の六十七・五」を「百分の七十二・五」に、「百分の百二・五」を「百分の百十二・五」に、「百分の五十八・七五」を「百分の六十三・七五」に改める。

第三十条第二項中「百分の百十二・五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の百三十」を「百分の百四十」に改め、同条第三項中「百分の百十二・五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の五十五」を「百分の六十」に、「百分の百三十」を「百分の百四十」に、「百分の六十三・七五」を「百分の六十八・七五」に改める。

別表第一を次のように改める。

第二条 港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第三項各号を次のように改める。

- 一 前項第一号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。） 一万五百円
 - 二 前項第二号から第五号までに該当する扶養親族 六千円
- 第十二条第一項第二号中「前条第二項第三号」を「前条第二項第二号」に、「第五号」を「第四号」に改める。

第二十七条第二項中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に、「百分の百十二・五」を「百分の百七・五」に改め、同条第三項中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に、「百分の七十二・五」を「百分の七十」に、「百分の百十二・五」を「百分の百七・五」に、「百分の六十三・七五」を「百分の六十一・二五」に改める。

第三十条第二項中「百分の百二十二・五」を「百分の百十七・五」に、「百分の百四十」を「百分の百三十五」に改め、同条第三項中「百分の百二十二・五」を「百分の百十七・五」に、「百分の六十」を「百分の五十七・五」に、「百分の百四十」を「百分の百三十五」に、「百分の六十八・七五」を「百分の六十六・二五」に改める。

付 則

（施行期日等）

- 1 この条例中第一条の規定並びに次項から付則第六項まで及び付則第十項の規定は公布の日から、第二条の規定及び付則第七項から第九項までの規定は令和七年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定（第二十七条第二項及び第三項並びに第三十条第二項及び第三項の改正規定を除く。）による改正後の港区幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「第一条による改正後の条例」という。）の規定は、令和六年四月一日から適用する。
- 3 第一条の規定（第二十七条第二項及び第三項並びに第三十条第二項及び第三項の改正規定に限る。）による改正後の港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定は、令和六年十二月一日から適用する。
- 4 （令和六年四月一日から施行日の前日までの間における異動者の号給）
令和六年四月一日から第一条の規定の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、第一条の規定による改正前の港区幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の定める職員の第一条による改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会が定める。
- 5 施行日から令和七年三月三十一日までの間における異動者の号給の調整（施行日から令和七年三月三十一日までの間における異動者の号給の調整）
施行日から令和七年三月三十一日までの間において、第一条による改正後の条例の規定に

より、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から第一条による改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

6 第一条による改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、第一条による改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（扶養手当に関する特例措置）

7 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間における第二条の規定による改正後の港区幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「第二条による改正後の条例」という。）
第十一条第三項の規定の適用については、同項第一号中「一万五百円」とあるのは、「九千五百円」とする。

8 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間における第二条による改正後の条例
第十一条第三項の規定の適用については、同項第一号中「一万五百円」とあるのは「一万円」とする。

9 令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までの間において、第二条の規定による改正

前の港区幼稚園教育職員の給与に関する条例第十一条第二項第一号に規定する配偶者又はパートナーシップ関係の相手方を扶養する職員については、第二条による改正後の条例第十一条第二項及び第三項の規定にかかわらず、当該職員に対し、次の各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額の手当を支給するものとする。

一 令和七年度 四千円

二 令和八年度 二千円

(委任)

10 付則第四項から第六項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

第三十条 (略)

2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に百分の百二十二・五（第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては百分の百四十）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の六十」と、「百分の百四十」とあるのは「百分の六十八・七五」とする。

4 5 7 (略)

(中略)

別表第一 (別紙のとおり)

別表第二・別表第三 (略)

付 則

(施行期日等)

1 この条例中第一条の規定並びに次項から付則第六項まで及び付則第十項の規定は公布の日から、第二条の規定及び付則第七項から第

第三十条 (略)

2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に百分の百十二・五（第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては百分の百三十）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百十二・五」とあるのは「百分の五十五」と、「百分の百三十」とあるのは「百分の六十三・七五」とする。

4 5 7 (略)

(中略)

別表第一 (別紙のとおり)

別表第二・別表第三 (略)

九項までの規定は令和七年四月一日から施行する。

2 第一条の規定（第二十七条第二項及び第三項並びに第三十条第二項及び第三項の改正規定を除く。）による改正後の港区幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「第一条による改正後の条例」という。）の規定は、令和六年四月一日から適用する。

3 第一条の規定（第二十七条第二項及び第三項並びに第三十条第二項及び第三項の改正規定に限る。）による改正後の港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定は、令和六年十二月一日から適用する。

4 （令和六年四月一日から施行日の前日までの間における異動者の号給）
令和六年四月一日から第一条の規定の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、第一条の規定による改正前の港区幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の定める職員の第一条による改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会が定める。

（施行日から令和七年三月三十一日までの間における異動者の号給の調整）

5 施行日から令和七年三月三十一日までの間において、第一条による改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることと

なつた職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあつた職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から第一条による改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

6 第一条による改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、第一条による改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(扶養手当に関する特例措置)

7 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に於ける第二条の規定による改正後の港区幼稚園教育職員の給与に関する条例(以下「第二条による改正後の条例」という。)第十一条第三項の規定の適用については、同項第一号中「一万五百円」とあるのは、「九千五百円」とする。

8 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間における第二条による改正後の条例第十一条第三項の規定の適用については、同項第一号中「一万五百円」とあるのは、「一万円」とする。

9 令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までの間において、第二条の規定による改正前の港区幼稚園教育職員の給与に関する条例第十一条第二項第一号に規定する配偶者又はパートナーシップ関

係の相手方を扶養する職員については、第二条による改正後の条例
第十一条第二項及び第三項の規定にかかわらず、当該職員に対し、
次の各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額の扶養手当を
支給するものとする。

一 令和七年度 四千元

二 令和八年度 二千元

(委任)

10 付則第四項から第六項までに定めるもののほか、この条例の施行
に關し必要な事項は、人事委員会が定める。

(改正案)

別表第一 (第 6 条 関係)

幼稚園教育職員給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
任用 再任 以前 前時 年短 職務 の 任用 外		円	円	円	円
	1	206,300	285,200	326,500	359,500
	2	208,400	287,200	328,300	362,100
	3	210,600	289,100	330,200	364,700
	4	212,800	290,800	332,100	367,300
	5	215,200	292,900	334,000	369,900
	6	217,300	294,700	335,700	372,500
	7	219,500	296,100	337,800	375,000
	8	221,600	297,500	339,600	377,400
	9	224,100	299,300	341,500	379,800
	10	226,200	300,900	343,400	381,700
	11	228,500	302,600	345,400	383,600
	12	230,900	304,200	347,200	385,500
	13	233,000	305,600	349,100	387,700
	14	234,800	307,300	350,800	389,600
	15	236,500	309,100	352,800	391,400
	16	237,900	310,500	354,800	393,400
	17	239,400	311,900	356,800	395,500
	18	241,000	314,200	359,200	397,300
	19	242,200	316,500	361,700	398,900
	20	243,800	318,800	364,200	400,300
	21	245,000	321,100	366,700	402,000
	22	246,000	322,600	368,300	403,500
	23	247,200	324,500	370,200	404,900
	24	248,300	326,400	372,100	406,100
	25	249,600	328,200	373,900	407,400
	26	250,300	330,000	375,500	408,700
	27	251,600	331,600	377,300	410,000
	28	252,800	333,100	378,900	411,300
	29	254,100	334,900	380,500	412,400
	30	255,500	336,400	382,100	413,500
	31	256,500	338,000	383,700	414,600
	32	258,000	339,500	385,300	415,700
	33	259,300	341,200	387,000	416,800
	34	260,700	342,800	388,400	417,700
	35	261,900	344,500	389,900	418,700
	36	263,400	346,300	391,000	419,500
	37	264,600	347,500	392,000	420,300
	38	266,000	349,000	393,200	421,200
	39	267,200	350,600	394,300	421,900
	40	268,600	352,100	395,100	422,700
	41	270,200	353,200	396,000	423,500
	42	271,400	354,600	396,900	424,300
	43	273,000	356,000	397,900	425,200
44	274,500	357,200	398,700	426,000	

45	276,100	358,300	399,400	426,700
46	277,700	359,600	400,000	427,400
47	279,200	360,900	400,800	428,100
48	280,800	362,200	401,500	428,700
49	282,000	363,400	402,300	429,300
50	283,500	364,600	402,900	430,000
51	285,000	365,700	403,600	430,600
52	286,400	366,900	404,400	431,100
53	288,200	368,000	405,100	431,600
54	289,500	369,100	405,900	432,200
55	290,900	370,100	406,700	432,700
56	292,600	371,100	407,400	433,300
57	294,500	372,000	407,900	433,900
58	296,400	372,900	408,600	434,400
59	298,400	373,800	409,200	435,000
60	300,400	374,700	409,900	435,600
61	302,500	375,500	410,500	436,100
62	304,000	376,400	411,100	436,600
63	305,800	377,200	411,700	437,100
64	307,600	377,900	412,300	437,700
65	309,600	378,700	412,800	438,100
66	311,200	379,500	413,300	438,600
67	312,900	380,100	413,900	439,100
68	314,500	380,900	414,500	439,500
69	316,300	381,700	415,100	440,000
70	317,900	382,300	415,600	440,500
71	319,500	383,000	416,200	441,000
72	321,100	383,900	416,800	441,500
73	322,600	384,700	417,300	441,900
74	324,200	385,400	417,900	442,400
75	325,800	386,000	418,400	442,900
76	327,400	386,700	419,000	443,400
77	328,900	387,300	419,400	443,800
78	330,400	387,900	419,900	444,200
79	331,800	388,400	420,400	444,700
80	333,200	389,000	420,900	445,200
81	334,600	389,600	421,400	445,700
82	336,000	390,100	421,900	446,200
83	337,300	390,700	422,400	446,700
84	338,500	391,300	422,900	447,100
85	339,700	391,900	423,300	447,600
86	341,000	392,500	423,700	448,000
87	342,400	393,000	424,200	448,400
88	343,600	393,600	424,700	448,800
89	344,800	394,100	425,200	449,100
90	346,000	394,500	425,600	449,400
91	347,200	395,100	426,100	449,800
92	348,300	395,600	426,600	450,200
93	349,400	396,100	427,000	450,600
94	350,400	396,600	427,400	451,000
95	351,400	397,100	427,800	451,400
96	352,400	397,600	428,200	451,800

97	353,400	398,000	428,600	452,100
98	354,300	398,400	428,900	452,400
99	355,100	398,900	429,300	452,800
100	355,800	399,400	429,700	453,200
101	356,500	399,900	430,100	453,600
102	357,200	400,400	430,500	
103	357,900	400,900	430,900	
104	358,400	401,400	431,300	
105	359,000	401,900	431,600	
106	359,500	402,400	432,000	
107	360,000	402,900	432,400	
108	360,600	403,400	432,800	
109	361,300	403,800	433,100	
110	361,800	404,200	433,500	
111	362,300	404,700	433,900	
112	362,800	405,200	434,300	
113	363,300	405,700	434,600	
114	363,800	406,100		
115	364,300	406,500		
116	364,800	406,900		
117	365,200	407,300		
118	365,600	407,700		
119	366,100	408,100		
120	366,600	408,500		
121	367,100	408,900		
122	367,600	409,200		
123	368,100	409,600		
124	368,500	410,000		
125	368,900	410,400		
126	369,200	410,800		
127	369,600	411,200		
128	370,000	411,600		
129	370,300	411,900		
130	370,500			
131	370,900			
132	371,300			
133	371,700			
134	372,000			
135	372,400			
136	372,800			
137	373,200			
138	373,600			
139	374,000			
140	374,400			
141	374,700			
142	375,100			
143	375,500			
144	375,800			
145	376,200			
146	376,600			
147	377,000			
148	377,400			

	149	377,800			
	150	378,200			
	151	378,600			
	152	379,000			
	153	379,300			
	154	379,700			
	155	380,100			
	156	380,500			
	157	380,900			
	158	381,300			
	159	381,700			
	160	382,100			
	161	382,500			
	162	382,900			
	163	383,300			
	164	383,700			
	165	384,000			
	166	384,400			
	167	384,700			
	168	385,100			
	169	385,500			
定用務 年短職 前再任 時員勤		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		233,100	272,300	295,900	335,200

(現 行)

別表第一 (第 6 条 関 係)

幼 稚 園 教 育 職 員 給 料 表

職 員 の 区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
定 用 務 の 年 短 職 員 前 時 員 以 再 間 外 任 勤 外		円	円	円	円
	1	181,400	271,000	311,200	346,500
	2	183,500	273,000	313,500	349,100
	3	185,700	274,900	315,800	351,700
	4	187,900	276,600	318,100	354,300
	5	190,200	278,700	320,400	356,900
	6	192,300	280,800	322,200	359,500
	7	194,500	282,500	324,400	362,000
	8	196,600	284,200	326,300	364,400
	9	199,000	286,300	328,300	366,800
	10	201,100	288,200	330,300	369,100
	11	203,400	290,200	332,300	371,400
	12	205,700	292,100	334,200	373,700
	13	207,800	293,800	336,100	376,000
	14	209,600	295,800	338,100	378,300
	15	211,400	297,900	340,400	380,500
	16	212,900	299,600	342,700	382,700
	17	214,400	301,300	345,000	384,800
	18	216,100	303,600	347,400	386,700
	19	217,500	305,900	349,900	388,600
	20	219,400	308,200	352,400	390,500
	21	220,900	310,500	354,900	392,300
	22	222,400	312,200	356,900	394,200
	23	224,100	314,300	359,200	395,900
	24	225,800	316,400	361,500	397,500
	25	227,600	318,400	363,700	399,100
	26	228,900	320,400	365,700	400,800
	27	230,800	322,200	367,900	402,300
	28	232,600	323,900	369,900	403,900
	29	234,500	325,900	371,800	405,400
	30	236,200	327,600	373,800	406,800
	31	237,800	329,400	375,700	408,200
	32	239,700	331,100	377,500	409,600
	33	241,500	333,000	379,300	410,900
	34	243,200	334,800	381,100	412,100
	35	244,900	336,700	382,700	413,300
	36	246,800	338,700	384,100	414,500
	37	248,600	340,100	385,500	415,600
	38	250,300	341,800	386,800	416,600
	39	251,900	343,600	388,100	417,600
	40	253,900	345,300	389,300	418,600
	41	255,900	346,600	390,400	419,500
	42	257,400	348,200	391,600	420,400
	43	259,300	349,800	392,800	421,300
44	261,300	351,200	393,800	422,100	

45	263,500	352,500	394,600	422,900
46	265,300	354,000	395,500	423,600
47	267,100	355,500	396,500	424,300
48	269,300	357,000	397,500	424,900
49	271,100	358,400	398,300	425,500
50	273,000	359,800	399,100	426,200
51	274,900	361,100	399,900	426,800
52	276,900	362,500	400,700	427,300
53	278,700	363,800	401,400	427,800
54	280,400	365,100	402,200	428,400
55	282,200	366,300	403,000	428,900
56	284,300	367,500	403,700	429,500
57	286,300	368,600	404,300	430,100
58	288,200	369,700	405,000	430,700
59	290,200	370,800	405,700	431,300
60	292,200	371,900	406,400	431,900
61	294,300	372,900	407,000	432,400
62	296,100	374,000	407,600	432,900
63	298,200	375,000	408,200	433,400
64	300,200	375,900	408,800	434,000
65	302,200	376,900	409,300	434,400
66	304,100	377,800	409,800	434,900
67	306,100	378,700	410,400	435,400
68	308,000	379,500	411,000	435,800
69	310,000	380,300	411,600	436,300
70	311,800	381,100	412,200	436,800
71	313,700	381,900	412,800	437,300
72	315,600	382,800	413,400	437,800
73	317,400	383,600	413,900	438,200
74	319,200	384,300	414,500	438,700
75	321,200	384,900	415,000	439,200
76	323,000	385,600	415,600	439,700
77	324,800	386,200	416,000	440,100
78	326,700	386,800	416,500	440,500
79	328,300	387,300	417,000	441,000
80	330,000	387,900	417,500	441,500
81	331,600	388,500	418,000	442,000
82	333,200	389,000	418,500	442,500
83	334,900	389,600	419,000	443,000
84	336,400	390,200	419,500	443,400
85	337,800	390,800	419,900	443,900
86	339,300	391,400	420,300	444,300
87	340,800	391,900	420,800	444,700
88	342,100	392,500	421,300	445,100
89	343,400	393,000	421,800	445,400
90	344,700	393,400	422,200	445,800
91	345,900	394,000	422,700	446,200
92	347,100	394,500	423,200	446,600
93	348,200	395,000	423,600	447,000
94	349,300	395,500	424,000	447,400
95	350,300	396,000	424,400	447,800
96	351,300	396,500	424,800	448,200

97	352,300	396,900	425,200	448,600
98	353,200	397,300	425,500	448,900
99	354,000	397,800	425,900	449,300
100	354,700	398,300	426,300	449,700
101	355,400	398,800	426,700	450,100
102	356,100	399,300	427,100	
103	356,800	399,800	427,500	
104	357,300	400,300	427,900	
105	357,900	400,800	428,300	
106	358,400	401,300	428,700	
107	358,900	401,800	429,100	
108	359,500	402,300	429,500	
109	360,200	402,700	429,800	
110	360,700	403,100	430,200	
111	361,200	403,600	430,600	
112	361,700	404,100	431,000	
113	362,200	404,600	431,300	
114	362,700	405,000		
115	363,200	405,400		
116	363,700	405,800		
117	364,100	406,200		
118	364,500	406,600		
119	365,000	407,000		
120	365,500	407,400		
121	366,000	407,800		
122	366,500	408,100		
123	367,000	408,500		
124	367,400	408,900		
125	367,800	409,300		
126	368,100	409,700		
127	368,500	410,100		
128	368,900	410,500		
129	369,200	410,800		
130	369,400			
131	369,800			
132	370,200			
133	370,600			
134	370,900			
135	371,300			
136	371,700			
137	372,100			
138	372,500			
139	372,900			
140	373,300			
141	373,600			
142	374,000			
143	374,400			
144	374,700			
145	375,100			
146	375,500			
147	375,900			
148	376,300			

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例新旧対照表（第二条関係）

改正案

改正前

<p>（前略）</p> <p>（扶養手当）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>一 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると教育委員会が認める二者間の関係をいう。）の相手方</p> <p>一 二 三 四 五</p> <p>（略） （略） （略） （略） （略）</p>	<p>（前略）</p> <p>（扶養手当）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると教育委員会が認める二者間の関係をいう。）の相手方</p> <p>一 二 三 四 五 六</p> <p>（略） （略） （略） （略） （略） （略）</p>

3 扶養手当の月額は、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族一人につき当該各号に定める額とする。

一 前項第一号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。） 一万五百円

二 前項第二号から第五号までに該当する扶養親族 六千円

4 （略）

第十二条 新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

一 （略）

二 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第二項第二号若しくは第四号に該当する扶養親族が、満二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。）

2
3
4 （略）

（中略）

（期末手当）

第二十七条 （略）

3 扶養手当の月額は、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族一人につき当該各号に定める額とする。

一 前項第一号及び第三号から第六号までに該当する扶養親族 六千円

二 前項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。） 九千円

4 （略）

第十二条 新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

一 （略）

二 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第三項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、満二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。）

2
3
4 （略）

（中略）

（期末手当）

第二十七条 （略）

2 期末手当の額は、職員の給与月額に百分の百二十五を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に百分の百七・五を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 定年前任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の百七・五」とあるのは「百分の六十一・二五」とする。

4 5 6 (略)

(中略)

(勤勉手当)

第三十条 (略)

2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に百分の百七・五(第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては百分の百三十五)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 定年前任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百七・五」とあるのは「百分の五十七・五」と

2 期末手当の額は、職員の給与月額に百分の百三十を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に百分の百十二・五を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 定年前任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百三十」とあるのは「百分の七十二・五」と、「百分の百十二・五」とあるのは「百分の六十三・七五」とする。

4 5 6 (略)

(中略)

(勤勉手当)

第三十条 (略)

2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に百分の百十二・五(第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては百分の百四十)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 定年前任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の六十一」と、

と、「百分の百三十五」とあるのは「百分の六十六・二五」とする。
4 5 7 (略)

(後略)

(施行期日等)

1 この条例中第一条の規定並びに次項から付則第六項まで及び付則第十項の規定は公布の日から、第二条の規定及び付則第七項から第九項までの規定は令和七年四月一日から施行する。

2 第一条の規定(第二十七条第二項及び第三項並びに第三十条第二項及び第三項の改正規定を除く。)による改正後の港区幼稚園教育職員の給与に関する条例(以下「第一条による改正後の条例」という。)の規定は、令和六年四月一日から適用する。

3 第一条の規定(第二十七条第二項及び第三項並びに第三十条第二項及び第三項の改正規定に限る。)による改正後の港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定は、令和六年十二月一日から適用する。

(令和六年四月一日から施行日の前日までの間における異動者の号給)
4 令和六年四月一日から第一条の規定の施行の日(以下「施行日」という。)(の前日までの間において、第一条の規定による改正前の港区幼稚園教育職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)(の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった

「百分の百四十」とあるのは「百分の六十八・七五」とする。
4 5 7 (略)

(後略)

職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の定める職員の第一条による改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会が定める。

（施行日から令和七年三月三十一日までの間における異動者の号給の調整）

5 施行日から令和七年三月三十一日までの間において、第一条による改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から第一条による改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

6 第一条による改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、第一条による改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（扶養手当に関する特例措置）

7 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間における第二条の規定による改正後の港区幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「第二条による改正後の条例」という。）第十一条第三項の

規定の適用については、同項第一号中「一万五百円」とあるのは、「九千五百円」とする。

8 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間における第二条による改正後の条例第十一条第三項の規定の適用については、同項第一号中「一万五百円」とあるのは「一万円」とする。

9 令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までの間において、第二条の規定による改正前の港区幼稚園教育職員の給与に関する条例第十一条第二項第一号に規定する配偶者又はパートナーシップ関係の相手方を扶養する職員については、第二条による改正後の条例第十一条第二項及び第三項の規定にかかわらず、当該職員に対し、次の各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額の扶養手当を支給するものとする。

- 一 令和七年度 四千元
- 二 令和八年度 二千元

(委任)

10 付則第四項から第六項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

教育人事企画課

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

審議内容

特別区人事委員会の勧告等を受け、特別区長会と特別区職員労働組合連合会との労使交渉が妥結したため、港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正します。

1 給料表の改定

公民較差（11,029円、2.89%）を解消するため、給料月額を引き上げます。幼稚園教育職員給料表を改定します。

2 特別給（期末・勤勉手当）の支給月数の改定

年間の支給月数を0.20月（再任用職員は0.10月）引き上げます。引き上げ分について、期末手当及び勤勉手当に0.10月（再任用職員は0.05月）ずつ割り振ります。

なお、各支給月における期末手当及び勤勉手当の内訳は、別紙のとおりです。

【期末・勤勉手当年間支給月数】

区分	現行	改正案
幼稚園教育職員 (再任用職員以外)	4.65月	4.85月
幼稚園教育職員 (再任用職員)	2.45月	2.55月

※「再任用職員」とは、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員を指します。

3 扶養手当

配偶者又はパートナーシップ関係の相手方に係る手当の廃止、子に係る手当額の引上げを令和7年度から令和9年度にかけて段階的に実施します。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
配偶者等	6,000円	4,000円	2,000円	廃止
子	9,000円	9,500円	10,000円	10,500円
父母等	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円

4 施行期日

項番1、2（令和6年12月支給分）については公布の日、項番2（令和7年度以降支給分）及び項番3については令和7年4月1日

5 適用期日

項番1については令和6年4月1日、項番2（令和6年12月支給分）については同年12月1日

6 その他（関係規則の改正について）

当条例改正が区議会において議決された場合、港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則等、関係規則の一部改正について、議案を教育委員会に提出します。

各支給月における期末手当及び勤勉手当の支給月数について

※表における「再任用職員」とは、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員を指します。

現行				改正案（令和6年12月支給）				改正案（令和7年度以降支給）			
【再任用職員以外】 (一般職員)				【再任用職員以外】 (一般職員)				【再任用職員以外】 (一般職員)			
区分	6月	12月	合計	区分	6月	12月	合計	区分	6月	12月	合計
期末	1.2000	1.2000	2.4000	期末	1.2000	<u>1.3000</u>	<u>2.5000</u>	期末	<u>1.2500</u>	<u>1.2500</u>	2.5000
勤勉	1.1250	1.1250	2.2500	勤勉	1.1250	<u>1.2250</u>	<u>2.3500</u>	勤勉	<u>1.1750</u>	<u>1.1750</u>	2.3500
合計	2.3250	2.3250	4.6500	合計	2.3250	<u>2.5250</u>	<u>4.8500</u>	合計	<u>2.4250</u>	<u>2.4250</u>	4.8500
(管理職員)				(管理職員)				(管理職員)			
区分	6月	12月	合計	区分	6月	12月	合計	区分	6月	12月	合計
期末	1.0250	1.0250	2.0500	期末	1.0250	<u>1.1250</u>	<u>2.1500</u>	期末	<u>1.0750</u>	<u>1.0750</u>	2.1500
勤勉	1.3000	1.3000	2.6000	勤勉	1.3000	<u>1.4000</u>	<u>2.7000</u>	勤勉	<u>1.3500</u>	<u>1.3500</u>	2.7000
合計	2.3250	2.3250	4.6500	合計	2.3250	<u>2.5250</u>	<u>4.8500</u>	合計	<u>2.4250</u>	<u>2.4250</u>	4.8500
【再任用職員】 (一般職員)				【再任用職員】 (一般職員)				【再任用職員】 (一般職員)			
区分	6月	12月	合計	区分	6月	12月	合計	区分	6月	12月	合計
期末	0.6750	0.6750	1.3500	期末	0.6750	<u>0.7250</u>	<u>1.4000</u>	期末	<u>0.7000</u>	<u>0.7000</u>	1.4000
勤勉	0.5500	0.5500	1.1000	勤勉	0.5500	<u>0.6000</u>	<u>1.1500</u>	勤勉	<u>0.5750</u>	<u>0.5750</u>	1.1500
合計	1.2250	1.2250	2.4500	合計	1.2250	<u>1.3250</u>	<u>2.5500</u>	合計	<u>1.2750</u>	<u>1.2750</u>	2.5500
(管理職員)				(管理職員)				(管理職員)			
区分	6月	12月	合計	区分	6月	12月	合計	区分	6月	12月	合計
期末	0.5875	0.5875	1.1750	期末	0.5875	<u>0.6375</u>	<u>1.2250</u>	期末	<u>0.6125</u>	<u>0.6125</u>	1.2250
勤勉	0.6375	0.6375	1.2750	勤勉	0.6375	<u>0.6875</u>	<u>1.3250</u>	勤勉	<u>0.6625</u>	<u>0.6625</u>	1.3250
合計	1.2250	1.2250	2.4500	合計	1.2250	<u>1.3250</u>	<u>2.5500</u>	合計	<u>1.2750</u>	<u>1.2750</u>	2.5500